

答 申 の 概 要 ー 諮問第 122 号 (平成 14 年 9 月 11 日の出張に係る復命書) ー

件 名	平成 14 年 9 月 11 日の出張に係る復命書の部分開示決定に対する異議申立て
対象公文書	平成 14 年 9 月 11 日の出張に係る復命書
非開示理由	条例第 7 条第 2 号 (個人情報)
実施機関	知事 (財務管理室)
諮問期日	平成 15 年 2 月 7 日
主な論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復命書のうち非開示とされた部分は、職員の職務遂行に係る情報といえるか。</li> <li>・ 復命書のうち非開示とされた部分を公にすることにより、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか。</li> </ul>
審査会の結論	<p>静岡県知事が非開示とした部分は、開示すべきである。</p>
審査会の判断	<p><b>1 条例第 7 条第 2 号(個人情報)該当性</b></p> <p>当審査会が見分したところ、本件公文書の復命内容に係る部分のうち本件非開示部分を含む 3 行目から 9 行目までの部分 (以下「本件発言内容部分」という。) には、本件公文書にその姓及び職が記載されている財務総室の特定の職員が打合せの場において指示した発言内容が記載されている。</p> <p>したがって、本件発言内容部分は、全体として条例第 7 条第 2 号本文の特定の個人を識別することができるものに該当する。</p> <p>しかしながら、一方において、本件発言内容部分は、当該職員の職務の遂行に係るものであることから、条例第 7 条第 2 号ただし書ウに該当すると認められる。</p> <p>また、本件発言内容部分のうち本件非開示部分には、その職が記載されている別の職員の言動も引用されているが、この言動が引用された部分も、条例第 7 条第 2 号本文の特定の個人を識別することができるものに該当する。しかしながら、この部分も、当該職員の職務の遂行に係るものであり、条例第 7 条第 2 号ただし書ウに該当すると認められる。</p> <p>なお、実施機関は、本件非開示部分の内容は、復命した者が特定の個人の発言を推測したあいまいかつ断片的なもので事実と相違があるため、開示することにより、当該職員が本件公文書に記載されたとおりの発言をしたかのように誤認され、個人の権利利益を害するおそれがあると主張する。</p> <p>現時点において、打合せの場においてどのような発言がなされたのかを確認することは、もはや困難であり、発言の有無を含めてその真偽は不明と言わざるをえない。しかしながら、公文書の開示、非開示は、記載された情報の客観的な内容により判断されるべきものであり、その内容が虚偽であるか否かにかかわるものではない。</p> <p>また、本件非開示部分は、その表現ぶりから確定的な内容とはなっていないことから、当該内容が事実として取り扱われるおそれは考えにくい。</p> <p>したがって、本件非開示部分を開示することにより、当該職員が本件公文書に記載されたとおりの発言をしたかのように誤認され、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。</p> <p><b>2 条例第 7 条第 6 号(事務又は事業に関する情報)該当性</b></p> <p>条例第 7 条第 6 号の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するというためには、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。</p> <p>本件非開示部分には、監査の手法、項目等に係る詳細な情報のような監査に直接かかわる事柄ではなく、監査結果の取扱いに関する要望が記載されているにすぎず、また、要望があったからといって、直ちに監査結果の取扱いに影響があるとは考えにくい。</p> <p>これらのことを考え併せると、本件非開示部分を公にすることにより、監査の対象となる事務の実態の把握が困難になるなど監査事務に具体的な支障が生ずることとなったり、監査の適正さに対する信頼が失われるとはいえない。</p> <p>以上から、本件非開示部分は、条例第 7 条第 6 号の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとは認められない。</p>